（質問者１）

ＩＲのことを市民にわかってもらうため、議員に依頼できることはあるか。

（回答者：美原講師）

国会議員は法の施行に関与すべきではない。もちろん、政府が着実に法を施行するかウォッチする権限を持ち、現実に行っているけれども、何らかの形で影響力を行使することは好ましくないと私は考えている。実際、国会議員も、民間事業者とのコンタクトには注意していると思う。

地方議員はどうか。国の制度と都道府県等の政策を理解した上で、意見していただいた方がいいし、市民に対しての説明にも参加いただきたいと思う。ただ、個別の政策に、地方議員が口を挟むことは、好ましくないと私は思う。法律をどう施行するかは原則行政の専権事項で立法府の問題ではない。おかしな介入は好ましくないし、行政を信頼し、施行を委ね、ＩＲを理解する、説明する側に、地方議員は回っていただいた方がいいのではないか。

議員が関与すべきは、10年後、20年後にこのまちをどうしたいのかということについてであって、ＩＲをどう進めていくかといった細かい政策、実際に進める手順に関しては、議員は一切関与しないことが、ＩＲを成功裏に実現するために必要であると思う。

そういった意味では、市民の理解を深めるという点で議員にお願いするのは結構だと思うが、圧力団体として、議員に働きかけるということは不適切であり、不可能であると考えていただいたらよいと思う。

（質問者２）

ＩＲが誘致された場合に、ＩＲを拠点として広域的な連携が期待できると思うが、大阪市以外の自治体においてもプラスの効果を得られるような、効果的な取組みや考え方があれば取り組んでいきたいと思うが、そういったものはあるか。

（回答者：職員）

我々もＩＲ立地による効果を大阪府内や関西等に広げていくことが必要であると考えている。

各自治体にはそれぞれが有する優れた観光魅力があるため、相互に連携を図りながら、ＩＲの送客施設において地域の様々な観光魅力を紹介することにより、大阪ＩＲへの来訪者に、府内をはじめとする様々な地域へ行っていただき、その効果を波及することができると考えている。

さらには、ＩＲができることにより、地域において、様々な物品やサービスの調達も発生すると考えられる。企業努力による部分もあると思うが、各企業が魅力を高めることにより、ＩＲ事業者からの受注拡大に繋がるなどの効果も期待できると考えている。

（質問者３）

素朴な疑問であるが、パチンコ、競輪、競馬などによるギャンブル依存症と、カジノによるギャンブル依存症とは、何か質的に違いがあるのか。もし質的に違いがなく、同じであるならば、なぜ、カジノだけ大騒ぎするのか。既にパチンコ、競馬、競輪などがあり、これらによるギャンブル依存症に対してどれだけの対策が取られているのか知らないが、もし対策が取られているのであれば、カジノでも同じようにやればいいと思うが、どうか。

（回答者：美原講師）

どこに違いがあるのか。例えば頻度、頻度とは、１分間にどのぐらい遊べるかということ。競馬は時間がかかるが、パチンコは瞬時。スロットマシンも同様。頻度や賭け金額の多寡、アクセスの容易さ、手続きの複雑さ等が、公営競技、パチンコ、カジノでは異なる。

一般的にリスクが高いのは、頻度、アクセスが高い賭博種になる。なぜ、アクセスが重要なのか。例えば、ＩＲは全国に３か所でそこに行かなければできない。パチンコ店は全国に１万店あり、行こうと思えばすぐに行ける。このようにアクセスの多さ、あるいは頻度のあり方、遊び方、賭け方、こういったものが重層的に関わってくると、一般的にはリスクが高いと言われている。

結論的に申し上げると、パチンコはリスクが高い。今の依存症の過半はパチンコだと思ってよい。カジノも相対的にはパチンコに近いが、アクセスや施設数は明確に限定される。公営競技も結構どこにでもある。それぞれ微妙に違いがあると言えるだろう。

本来必要なのは、各ギャンブルが、実際にどういう問題を、どの程度引きおこしていて、その結果、どういう病理状態が起こってるのか、実際にデータを取り、因果関係を分析して、どのくらいの依存症者が、どのギャンブルによって発生しているか分析し、事実を把握することである。ニュージーランドでは実際に５年かけて調査を行い、この調査結果をベースにして予算を分配し、事業者に応分の負担を要求するということをやっている。本来、日本でもこのようにエビデンスに基づいて対策をとるべき。

このように、時間や頻度、アクセスの問題、これらによって各々のギャンブルが抱えるリスクはかなり異なっていて、必ずしも平均して一般的に論じることはできないというのが今の議論の実態ではないかと思う。

（質問者３）

　パチンコや公営競技では対策は取られているのか。

（回答者：美原講師）

去年、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、政府による対策が始められようとしている。また、パチンコでは業界自身が対策をいろいろ考えつつあるが、効果的な施策はまだ実質的に進んでいない。また、実際に依存症になった人をどう支えるのかもまだ不十分。本来、パチンコ業界と国、特に警察当局が、より積極的に対策を考えるべきであろう。公営競技にいたっては、残念ながらほとんど何もやっていない。これこそ実態を国の費用で調査すべき。また、宝くじは地方公共団体の重要な財源にもなっているが、本来、その一部を割いて実態を調べ市民に説明することが必要なのではないか。実態を調べることで、市民の理解も増すだろう。

（質問者４）

ＩＲ立地による効果として、雇用拡大、質の高い雇用の創出ということが挙げられていて、いいことだと思うが、現実的な問題として、サービス業は非常に人手不足で困っている状況がある。また、最低賃金も上昇傾向にある。

ＩＲで何人雇用されることになるのかわからないが、どこから、どのように人材を集めることが想定されているのか、府市の考えを聞きたい。

（回答者：職員）

現在の雇用情勢については認識しており、今後は、女性やシニア層、さらには外国人労働者などの多様な人材が活躍できる場を拡大していかなければならないと考えている。

そのため、多様な人材が働きやすい環境が整えられるよう、今後、事業者公募にあたっては、働きやすい雇用環境の確保等についても事業者から提案を求めることなどにより、必要な人材の確保に努めていきたいと考えている。

（質問者５）

ＩＲ誘致には賛成だが、投資規模を少し減らし、福祉の充実にあててほしいと思うが、いかがか。

（回答者：職員）

お示ししている投資規模の9,300億円については、行政が投資するものではなく、あくまで、民間事業者が投資するものである。

（質問者６）

来年の６月ぐらいに事業者が選定されるとのことだが、大阪にどのようなＩＲができるのかは事業者が選定されないとよくわからないと思う。そこで、事業者が選定されたときに、事業者自身から、大阪ＩＲについての詳細を説明する機会があればよいと思うが、どうか。

また、公聴会が開催されるとのことだが、公聴会のテーマは、ＩＲ全般についてとなるのか、それともある程度テーマを絞ることになるのか。

（回答者：職員）

事業者の選定後には、区域整備計画を策定のうえ、公聴会等により住民への合意形成を図っていくこととしているが、その中で、もう少し具体的な説明ができるのではないかと考えている。

その過程において、事業者が直接説明する機会を設けるかどうかについては、今後検討していくことになろうかと思う。なお、公聴会では、国に提出する区域整備計画に沿った内容になると考えている。

（質問者７）

10条問題について、今日の説明では触れられていなかったので、美原先生にお伺いしたい。

事業者が１兆円近い投資をして、たかが５年、10年で本当に回収できるのか非常に疑問に思うが、３年、５年、10年と様々な期間があるが、美原先生のご意見を伺いたい。

（回答者：美原講師）

カジノライセンスは３年更新であるが、ＩＲ整備法第10条に、ＩＲの区域認定は最初は10年、それから５年ごとに更新していく、そのときに議会の承認を得なければいけない、これを10条問題と言っている。

もし、大阪府議会、市会が更新拒否の判断をした場合には、更新申請ができないことになる。更新申請ができないと自動的にＩＲの区域認定は失効する。ＩＲの区域認定が失効すると、カジノ免許も即執行することになる。これが10条問題の本質であるが、実際に起こるだろうか。

私は何回も確認を受けているが、法の意図は、当然長期事業。10年ではなく、20年、30年、40年の事業という形になる。したがって、実施協定も非常に長い期間を想定しているわけであって、国も自治体も、事業者がよほどの違法行為をしない限り、この区域認定を取り下げるとか、あるいは何らかの形でこれを取りやめるということはあり得ないということが全ての前提になっている。

しかし、将来の議会の判断は今の行政が拘束できるものではない。もし将来、ＩＲに反対する会派が議会で多数派となり、国に対し、更新申請をしないという判断したらどうなるかというのは、確かに興味深いテーマであると思う。

けれども、考えてみてほしいのは、この都市に１兆円の投資をして１万人を雇用し、地域事業者から多くの財やサービスを購入し、大きな納税をし、そして地域社会の中に根付いて、よき企業市民として活動している事業者であった場合、違法行為もない段階で、更新をしないと判断することは、事業自体をつぶし、地域社会を混乱させることになり、可能性としてはできにくいと思う。したがって、健全に事業を行い、良き企業市民であり、地域社会に根づいて、雇用や税収を創出し、サービスの地域から購入する、地域社会と密着した良い企業であることが最大のプロテクションになると思う。

それともう一つ大きなプロテクションは、なかなか誰も賛成してくれないが、この株式を一般公開し、大阪府民・市民が株主になること。このように市民が株主として支える企業になることで、市民に支えられる企業にするといった方法もある。様々な方法を駆使して、良き企業、地域に貢献する企業になることによって、初めて10条問題は解決できると思う。

そういう大きな方針を持ってみて、行政あるいは議会が悪意でもってこれを反故にするに違いないと考えるのは、考えすぎであって、こういったことが起こらないような様々なメカニズムを実施協定の中で取り決めるとともに、様々な救済手段や方法を考えるべきだと思う。

将来の公聴会の際には、こういう問題を含めて、ではどうすべきかということは議論があった方がいいかもしれない。

（回答者：職員）

ただいまの件で一点補足をさせていただくと、11月21日に示した実施方針（案）では、区域整備計画の更新にあたり、あらかじめ基準を明示し、その基準を満たす場合には、評価委員会での諮問を経て、更新を判断する枠組み、いわゆる継続判断基準を設けているところである。

（質問者８）

資料の17ページに、大阪独自の新たなコンテンツの創造と書かれているが、このことについて質問したい。ＩＲのカジノにばかり焦点があたっているが、ＩＲはギャンブルをしない方も訪れるような観光施設になるべきであり、例えば、シンガポールでは、ホテルの屋上のプールといったシンボリックな施設があったり、ラスベガスでは噴水ショーなどが無料で見られて、カジノではなく、こういった所に行ってみようと思われる施設が必要だと思う。

この、独自の新たなコンテンツの具体的なイメージは、大阪府市が持っているのか、もしくは提案されてから選ぶのか、コンテンツの内容は、具体的な建物なのか、あるいは、何かイベントをするということなのか、もう少し詳しく説明してもらいたい。

（回答者：職員）

Ｐ17の魅力増進施設における具体的な中身については、今後、事業者からの自由で斬新な発想により具体的な提案を求めていきたいと考えている。

また、魅力増進施設以外でも、シンボルとなるような建物のデザインや、多彩なエンターテイメントなどについても、事業者から具体的な提案を求めていきたいと考えている。

（質問者９）

万博とＩＲの位置づけはどうなっているのか。また、隣接することにより工事が輻輳するなどの問題が発生するのではないかと思うが、万博の開催時期とＩＲの開業時期の折り合いをどう考えているのか。また、建設工事にもかなりの人手がいると思うが、果たして今の大阪の雇用状況で、従事する人手を十分確保できるだろうか。できなければ工事の進捗にも影響すると思う。さらに、１万人の雇用が生まれるとすると、幹部職員も多くなると思うが、その住居はどういうことになるのか。

また、大阪ＩＲのイメージをよくテレビで見るが、実際に同じようなものになるのか。

（回答者：職員）

万博とＩＲはそれぞれ別のプロジェクトであるが、互いに隣接するエリアであるため、相乗効果が発揮できるような形で進めていきたいと思っている。

ご指摘のように、同時期に工事が輻輳することについては、懸念されるところであるが、万博については具体的な工事のスケジュールがまだ見えていないという状況である。また、万博の工事以外にも、夢洲では様々なインフラ工事が行われ、加えてＩＲの工事も発生する。そのため、これらの調整、進捗管理を図る行政主体の調整会議を設け、そこで情報交換を図りながら工事を進めていくこととしている。

次に、建設工事に必要な人材については、事業者からの提案において、どのような雇用計画を立てているのかを確認していきたいと考えている。幹部職員の住居については、事業者において検討されることになると考えている。

なお、大阪ＩＲのイメージについては、現在、大阪府・市として作成したものはない。